

保険薬局 各位

浜松労災病院 薬剤部

後発医薬品変更調剤等に関わる情報提供について

保険薬局の皆さまには、平素より安全で安心な薬物療法の遂行にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。これまで当院から発行した院外処方せんにおいて、後発医薬品を変更調剤した場合には、FAXにて報告をしていただいております。この度、2025年4月21日発行の院外処方せんより、変更調剤した際の情報提供については、変更後の薬価が上がる場合や一般名処方の場合も含めて原則「不要」とさせていただきます。なお、変更された後発医薬品について疑義があった場合には適切な対応をお願いします。

今回の運用方法の変更にあたっては以下厚生労働省通知における下線部の「あらかじめ合意が得られている場合」に基づいて変更するものです。

①変更調剤の報告

『保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。』

「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成24年3月5日保医発0305第12号）」より抜粋

②一般名処方調剤報告について

カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいと思うが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

（答）改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。

「疑義解釈資料の送付について（その2）（平成24年4月20日事務連絡）」より抜粋

以上